長期優良住宅建築等計画の認定申請をされる方へ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をする際は、下記書類(正・副各1部)が必要となります。

事前に登録住宅性能評価機関にて 長期使用構造等の確認*を行った場合

- ① 認定申請書(第一号様式、第一号の二様式又は第一号の三様式)
- ② 委任状(長期優良住宅認定申請の手続きを委任する場合のみ。申請書類を訂正 する場合、代理者の押印等が必要となります。)
- ③ 居住環境基準に適合する旨の図書(該当する場合のみ。)
- ④ 自然災害基準に適合する旨の図書(該当する場合のみ。)
- ⑤ 確認書又は住宅性能評価書の写し
- ⑥ 確認書又は住宅性能評価書の申請日を示す資料(⑤に記載の無い場合のみ。)
- ⑦ 維持保全計画書
- ⑧ 付近見取図
- 9 配置図
- ① 各階平面図
- ① 用途別床面積表
- (12) 床面積求積図
- ③ 二面以上の立面図
- (4) 断面図又は矩計図
- ① 状況調査報告書

(既存住宅を増築・改築する場合又は建築行為なし認定の場合。)

(16) 検査済書の写し等

(既存住宅を増築・改築する場合又は建築行為なし認定の場合。)

① 工事履歴書(建築行為なし認定の場合。)

(注意)

- 添付書類には、長期使用構造等の確認*を行った登録住宅性能評価機関が審査を終了した 旨の印があるものとします。
- 適合証の添付による認定申請の受付は、令和4年2月18日で終了しています。
- ※品確法第6条の2第5項の規定による確認

<問い合わせ先>

奈良県県土マネジメント部 地域デザイン推進局 住まいまちづくり課 住まい企画係

TEL: 0742-27-7540